

政府専門家セミナー報告及び SB22 中間速報

2005 年 5 月 16 日(月)～21 日(土)

ドイツ ポン

2005 年 5 月 24 日

矢尾板 泰久

信岡 洋子

1. はじめに

UNFCCC 事務局があるドイツ・ボンにて国連気候変動枠組条約第 22 回補助機関会合 (SB22) が開催された。5 月 16 日・17 日の両日、政府専門家セミナー (Seminar of Governmental Experts) が開催された。また、5 月 19 日には SBSTA、翌 20 日には SBI 会合が開始された。会場の「Hotel Maritim」に世界各国の交渉団、専門家、NGO などが集まった。SB22 は京都議定書が発効した後の最初の補助機関会合である。

事務局発行の SB22 参加者リストによると、今回の参加者は、157 ヶ国からの 1561 名である。昨年の SB20 は、160 ヶ国からの 1267 名、一昨年の SB18 は、153 ヶ国からの 1275 名であり、京都議定書が発効したことや政府専門家セミナーが開催されることで、今回の SB に対する世界の注目が高まり、参加者が増えていることを表している。また、5 月 11 日から 13 日までケルンで行われた Carbon Expo に参加した後、政府専門家セミナーと SB22 に出席している参加者も多いようである。

中間速報においては、政府専門家セミナー、SBSTA22 総会、適応ワークショップ、CDM 理事会 Q&A などのサイドイベントを中心に報告する。



(会場: Hotel Maritim)



(政府専門家セミナー風景)

2. 政府専門家セミナー (Seminar of governmental experts)

開催日：2005年5月16日～17日

共同議長：小西正樹外務省参与（日本）、Chow Kok Kee(マレーシア)

テーマ：1) 締約国による気候変動への効果的で適切な対応の進展を助けるような、
緩和策・適応策に関する行動

2) 気候変動枠組条約及び京都議定書における既存の約束を履行するために、
各国政府によって採られている政策措置

進行方法：26ヶ国及び欧州委員会がプレゼンテーションを行った。一つのセッションにつき4ヶ国がそれぞれ持ち時間7分にてプレゼンテーションを行い、セッションごとに質疑応答が展開された。

5月16日

【オープニング】

UNFCCC 事務局長 Waller-Hunter からの挨拶に引き続き、ホスト国ドイツの Trittin 環境大臣、COP10 議長のアルゼンチンの Gonzalez Garcia 健康環境大臣のスピーチがあった。Trittin 環境大臣は適応には限界があり、EU の採択した「産業革命前 (pre Industrial) と比べて 2 度以内の気温上昇に押さえること」が必要であるとした。また、温暖化対策の国際的枠組みは 2012 年で終わることなく、COP11 で将来枠組みの具体的な交渉が始まることを歓迎した。一方、Gonzalez Garcia 健康環境大臣も温暖化対策の重要性を訴え、先進国から途上国に対して適応のための支援が必要であることを強調した。

【セッション 1：中国、ブラジル、スイス、英国】

プレゼン 1・・・中国 (Feng Gao)

- ・人口増加と経済発展によりエネルギー需要は急増している。
- ・効率性を改善することが重要なタスクである。
- ・UNFCCC に基づいて様々な政策を実施している。
- ・再生可能エネルギー、原子力、省エネ技術の国際支援が中国には必要。クリーンな石炭技術、原子力、自動車、発電技術等のエネルギー分野に今後 20～30 年で 1.2 兆ドルの投資を行う。
- ・現在の国際投資、技術移転へのアクセスには限界がある。持続可能な発展のために国際的協調が必要であり、技術移転での新しいメカニズムが重要。

プレゼン 2・・・ブラジル (Andre Correa do Logo)

- ・ブラジルの地方政府、民間企業も CDM にとても積極的である。CDM は環境と経済発展の両立に寄与し、技術移転に貢献できるもっとも有効な手段の一つであり、2013 年以降も続けられるべきである。

プレゼン 3・・・スイス (Beat Nobs)

- ・20 世紀の世界全体の気温上昇は 0.6 度であったが、スイスの気温上昇は 1.3 度であった。

- ・2010年に1990年比CO2排出量を10%削減する目標を設置し、エネルギー・運輸・農業・森林などの部門での対策を行っている。
- ・2000年のCO2法により、民間部門との自主的な合意を結んでいる。
- ・将来枠組みについて、スイスは熟考している段階で、公式な立場をまだ決定してはいないが、脱炭素社会へ向け、社会的経済便益を作り出し、環境上に優しい技術を使用しGHG排出量を2050年までに現在のレベルから50~70%削減するための長期目標が必要であるとする。
- ・持続可能な開発の枠組み、社会経済発展を損なわないで市場の力が入れられること、国内の行動と世界的な協力でインセンティブが付与されること、GHG排出量をギガトン単位で削減する革新的技術が取り入れられることなどが枠組みに関する気候政策の中に含まれるべきであり、技術移転を促進するものでなければならない。
- ・目標を設定する京都議定書のようなアプローチを続けるべきであり、JI、CDM、排出量取引も続けるべき。

プレゼン 4・・・英国 (David Warrilow, Defra)

- ・EUが採択した「産業革命前の2度以内」でも完全に安全でない。そのためには、2050年までに世界のGHG排出量を少なくとも15%削減しなければならない。
- ・問題は増え続けるエネルギー需要を満たしながらGHG排出を削減すること。IEAによると、今後25年間で70%エネルギー需要が増加する。削減対策を遅延すればするほど、後になって、より急激な削減が必要になる。タイタニック号は何度も警告があったが行動が遅すぎて結局氷山にぶつかってしまった。温暖化対策も同じ。警告は既に何度もうけている。今すぐ行動を起こすべきだ。

質疑応答

日本 中国

Q. 中国はエネルギー消費が急増しており、効率性を上げることを重要視していることはとても素晴らしい。日本の省エネ技術はとても進んでいるので、この分野で協力できる。質問は、この省エネについて具体的にどのように進めるつもりなのか？

A. 日本、米国、ヨーロッパと協力したい。

インドネシア、クック諸島 ブラジル

Q. CDMだけではUNFCCCの究極的な目的を達成できないのではないかと？

A. それはもっともだが、CDMはとても大事である

中国 英国、スイス

Q. 先進国のGHG排出量は依然として増えているが、持続可能な発展と排出量削減は一体どう両立できるのか？

A. (スイス) □ 先進国はまだ削減を達成していないが、様々な対策を講じている。

ボツワナ イギリス

Q. 適応策についてはどうか？

A. 適応策も重要であるが限られている。緩和策がおくれたら適応のコストが高くなる。
ルーマニア 中国

Q. 中国は原子力への投資について言及したが、これはCDMにもJIにも入っていない。
クリーン技術として原子力をいれるということか？

A. これは中国には関係ない。ただGHGを排出しないクリーンエネルギーがなんとしても必要なのだ。水力には社会的に限界がある。もし原子力もだめだったら他に何かがあるのか。

【セッション2：南アフリカ、ノルウェー、EU、米国】

プレゼン 5・・・南アフリカ (Alf Wills)

- ・温暖化問題に対して非常に脆弱である南アフリカにとって(特に水、健康、農業分野)、適応策の優先順位が高い。
- ・緩和策はエネルギー効率改善、再生可能エネルギー導入促進等。将来枠組みは全ての国の持続可能な発展を確保する、強化された京都枠組み(Strengthened Kyoto)が必要。そのためには全ての国の参加、また附属書I締約国はより進んだ行動を取ることが必要。
- ・南アフリカの緩和策の主なポテンシャルはエネルギー部門であり、石炭火力が93%を占めている。
- ・エネルギー効率は地域レベル及び世界レベルでの持続可能な開発に貢献し、南アフリカは2015年までに12%のエネルギー効率改善を目指している。

プレゼン 6・・・ノルウェー (Harald Dovland)

- ・ノルウェーにおいては、CO2税が1991年から存在しており、CO2排出量の69%をCO2税がカバーしている。
- ・EUETSに良く似た排出量取引を行っており、CO2税対象以外の産業部門からのCO2を取引している。2005年～2007年の期間で約100万トンの削減が見込まれる。
- ・ノルウェーは再生可能エネルギーの使用増加や研究開発に力を入れている。特に北海での炭素隔離と水素エネルギーを重要視している。
- ・2008年～2012年までの政策は決定していないが、現在同様に、CO2税、産業界との合意、排出量取引を予定している。
- ・脱炭素社会のために2050年までに50～60%の排出削減をめざしている。
- ・将来枠組みは、柔軟性があり、各国政府・民間企業に公平であるとみなされる全ての国の持続可能な発展を促すものであるべき。今すぐポスト京都の対話を始めるべき。2012年まで残された時間は少ない。

プレゼン 7・・・EU (Artur Runge Metzger)

- ・European Climate Change Programme(ECCP)の紹介。コストエフェクティブな対策(20ユーロtCO2以下が目安)が重要。経済的手法(排出量取引、定買取制度等)、直接規制な

どのポリシーミックス。2005年、エネルギー効率、航空輸送排出量、適応などのレビューを行う。

- ・今年の1月1日に開始されたEUETSは、EU25ヶ国の排出量の50%をカバーする。12,000の対象設備をカバーする。2005年～2007年において、年間20億アロ・ワンスの取引が見込まれる。他の国内排出量取引とリンクする。

プレゼン 8・・・米国(Harlan Watson)

- ・米国はUNFCCCにコミットしている。
- ・世界の生活水準を向上させる経済成長を持続させている間、短期行動を取ることが必要。
- ・米国の気候変動政策は、気候変動に関する短期と長期の両方に関わる三つの要素を持っている。1) GHG排出量の成長をゆるやかにし、2) 科学と技術への主な投資を通じた現代と将来の行動両方の重要な基礎を築き、3) 世界的な協力を促進すること。
- ・米国の2005年度の気候変動に関わる予算は、科学プログラムに20億ドル、技術プログラムに30億ドルである。
- ・米国は、60以上の連邦プログラムで2012年までに5億トン以上の排出量を削減することを計画している。
- ・2000年から2003年までの米国の人口が940万人近く増えたのに、2003年の米国の排出量レベルは2000年よりも少なかった。
- ・温暖化対策は温暖化問題だけに焦点を当てるのではなく、もっと幅広い文脈で行われるべき。例えば、経済発展の促進、貧困の撲滅、エネルギー保全の確保、大気汚染の減少、そして地球温暖化の緩和など。

質疑応答

ボリビア 全員

Q. シンクはどうか？

NGO 全員

Q. 航空輸送部門からの排出の対策はどうか？

A. (EU) □ EUは近々取り組む。今年6月～7月に本格的に話し合いが始まる。

A. (米国) □ 9:11以降まだ航空業界は景気が良くないため追加的なコストを負担させられない。

インドネシア EU

Q. 2013年以降、EUETSはどうなるのか？

A. 2013年以降もETETSは続く。

【セッション3：ツバル、アルバニア、韓国、オランダ】

プレゼン 9・・・ツバル(Ian Fry)

- ・島国のツバルにとって、温暖化問題は非常に深刻な問題。全ての国がGHG排出量を削減することが求められている。

- ・ 附属書 B 諸国は省エネと新エネ普及を通じて大幅な GHG 排出削減が必要。
- ・ CDM の制限の緩和が必要。
- ・ 京都議定書非参加国も自国の排出量目標を設定し、排出削減に向けた対策を採るべき。
- ・ 非附属書 I 締約国も自主的な排出削減に努めるべき。また、非附属書 I 締約国への技術支援のファンドが必要。
- ・ 適応プロトコルは必要無いが、GEF (Global Environment Facility) の運営外 (COP) での新しい適応基金は必要。

プレゼン 10・・・アルバニア (Ermira Fida)

- ・ アルバニアの 2003 年経済成長率は 7%、人口は 330 万人、人口の 46.6% は一日 2 ドル以下で生活する貧困層。
- ・ 2005 年 4 月 1 日に京都議定書を批准した。
- ・ アルバニアの、主な GHG は CO2 で 65% を閉めている。GHG 排出については、エネルギー - 部門からが 44%、農業部門が 27% などとなっている。

プレゼン 11・・・韓国 (Boo Nam Shin)

- ・ 排出量削減に向けた 1,000 以上の工場参加による自主的な合意を結んでいる。この合意は産業部門エネルギー - 使用の 58% を占めている。
- ・ 自動車の燃費向上、冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの家庭部門によるエネルギー - 効率向上プログラムがある。
- ・ エネルギー部門の対策として重要視しているのが天然ガスと原子力の拡大。将来はエネルギーの 40% を原子力とする。コジェネも重要と考えている。
- ・ 2011 年までに再生可能エネルギーの割合を現在の 2.3% から 5% に拡大する目標を持っている。

プレゼン 12・・・オランダ (Yvo de Boer)

- ・ 目標やタイムテ - ブルの設定など、国際的な枠組みをクリアにすることが重要。
- ・ 世界のエネルギー消費は増え続け、GHG 排出量も増加する。重要なことは、国内レベルでは、エネルギー - 計画を決定すること。国際レベルでは、補助金などでエネルギー - 部門への投資を促すこと。
- ・ 可能な限り多くの参加を促すには排出削減を経済的に全ての国に対して魅力あるものにする。例えば、中国の新エネプロジェクトに投資したらその見返りが CER で返ってくるなど。政策の統合によって、技術開発と温暖化目標を同時に達成できる。また温暖化政策の便益が他の分野にももたらされる。

質疑応答

インド オランダ

Q. 途上国の削減義務はない (オランダのプレゼンに対するの誤解?)

A. Differentiated というのは、UNFCCC 上の定義に基づいて言ったこと。

ハンガリー アルバニア

意見；意識改革の重要性には同感。

返答；意識改革は国内対策、UNFCCC において重要。ワークショップ、ステイクホルダーとのコミュニケーションを通じて国民の意識を高めようとしている。多くの政策決定者は参加している。これからは民間企業の参加が課題。

ハンガリー 韓国

Q. 韓国は先進的技術を持っている。また OECD 加盟国でもある。この技術をどう生かすか？

A. 新型原子炉開発、核融合などの分野で先進国と共に技術プログラムへの投資をしている。しかし巨額であることが問題。例えば、核融合炉 1 基建設するだけで 10 億ドル要する。このファイナンスをどうするかが問題。

ハンガリー ツバル

Q. International financial institution について質問

A. Internatinal financial institution を設立することは大事。今すぐに行動を起こすべき。貧困を減らすと共に温暖化対策にもなる。この 2 つは別々になる必要はない。

サモアからコメント

- ・ 新エネ、省エネの技術移転は経済発展と地球温暖化の緩和両方に寄与する。

【セッション 4：カナダ、日本、モロッコ、インド】

プレゼン 13・・・カナダ (Norine Smith)

- ・ 先月、カナダ政府は “ A Plan For Honouring Our Kyoto Commitment ” と名付けられた温暖化対策を発表した。(カナダ政府推計では B A U で 2010 年までの排出量が 8 億 1 千万 t と増加する。このため、今後 7 年で約 100 億カナダドルを投資し、CO2 換算で年間 2 億 7 千万 t 削減するという目標を立てている)
- ・ 京都議定書は最初のステップでしかない。国際的枠組みは多国の参加で効果的となる。多くの新しいアイデアが出ており、モントリオールでは将来について効果のあり、持続可能な経済発展と両立する、各国の状況を反映した公平なものを築くことが重要。モントリオールでは、野心的な目標を設定しなければならない。

プレゼン 14・・・日本(外務省 西村六善地球環境問題担当大使)

- ・ 日本の取り組みの説明。技術革新が鍵になる。投資、技術移転が必要。また、コミットメントが達成できなくても罰則があってはならない。将来枠組みは長期目標を見据えたもの、目標達成が経済発展、社会厚生を増大に寄与するものであること、技術への投資を促すものであること、適応策を支援することが必要。全世界の参加が必要であり、キャップをかけ罰則をかけるものではない。

プレゼン 15・・・モロッコ (Taha Balafrej)

- ・ モロッコは温暖化の影響に対して脆弱である。降水量への影響から水資源、農業に被害

が出る。

- ・ 適応策への財政支援が必要。また CDM はもっと手続きがシンプルであるべき。
- ・ モロッコは地球温暖化と戦う実効性のある申し出を歓迎する。全ての附属書 締約国はコミットメントをするべきである。

プレゼン 16・・・インド (Surya P Sethi)

- ・ 先進国の GHG 排出量は実質増え続けている。英国とドイツの排出量減は北海の天然ガスへの転換とドイツ統一によるものである。
- ・ 先進国の附属書 II 締約国としてのコミットメントは技術移転のための資金支援が少なく、達成されていない。エネルギーイニシアティブを成し遂げるために技術と資金支援の障壁は取り除かなければならない。
- ・ インドの低排出社会は、貧困によるものではなくライフスタイルの結果である。
- ・ インドは GHG 排出量に対して、十分な緩和策を講じている。(インドの政策シナリオでは、シナリオによって、GDP 成長率を 6.7% ~ 8% に設定。CO2 排出量は、どのシナリオでも増加する。)

質疑応答

ルクセンブルク、ブラジル、ブルガリア、ドイツ、EU、英国、インドネシア インド

Q. 技術移転はどのようにされるべきか？温暖化政策と経済発展の両立は可能だと思うか？(ルクセンブルク)、経済が停滞しなければ排出量は停滞しないというのは賛成しがたい、というのも、移行経済国のプログラムでは環境対策から経済便益がもたらされた(ブルガリア)、ハンガリーもこのプログラムに参加したが同感である(ハンガリー)、ドイツの排出削減のうちドイツ統一に関連するものは半分しかない、しかも今後は新エネや他の対策ベースで目標を設定している(ドイツ)、技術移転プログラムは増えている、批判すべきではない(EU)、天然ガスへの燃料転換は排出削減の3分の1でしかない(英国)、附属書 II 締約国はもっとコミットメントに対して積極的であるべき(インドネシア)

A. 確かに指摘の通りだが、重要なのは世界の排出量はまだ年々伸び続けているということから目を背けてはならない。EU も 2000 年以降増え続けている。どんなイニシアティブも経済成長を止めることを規定できない。技術移転に関しては、ビジネスとしてならあるが、これでは途上国に本当に移転されない。公的資金だったら途上国も共有できる。我々は支援が必要なのだ。

ドイツ、英国 カナダ、日本

Q. 産業界との対話はどうなっているか？

A. (日本) 産業界と政府(地方、中央)の対話に基づいて、産業界はコミットメントを掲げている。また経団連自主行動計画は公益事業を含めた主要部門をカバーしている。技術革新について、個人的な見解だが、技術投資は戦後から一貫して日本では続けられているが、これは天然資源のない日本において省エネルギーが文

化の一部となっているからである。

(カナダ) 産業界を含めたステイクホルダーとの密な協議を 10 年以上行っている。
これが温暖化対策のアプローチの変更につながった例もある。

チリからコメント

- ・ 我々は温暖化との闘いにやぶれつつある。もっと革新的なやり方が必要なのだろうか。

5 月 17 日

【セッション 5：パプアニューギニア、メキシコ、オーストラリア、フランス】

プレゼン 17・・・パプアニューギニア(Robert G Aisi)

- ・ 同国はアマゾン、コンゴに続いて世界第 3 の熱帯雨林がある国。島嶼国のため海面上昇の脅威にさらされている。2012 年まで待てない。
- ・ IPCC によると、1990 年代の排出量の 20～25%が LULUCF に由来することから、途上国の森林減少を防止することは重要である。京都議定書は途上国がこれらの森林減少からの排出量を削減してクレジットを得ることに対して差別的である。将来はマラケシュアコードを見直すべきである。
- ・ 京都議定書は継続されるべきであるが、改正すべき点もある。森林減少の追加的なプロトコルが必要である。
- ・ 将来枠組みには参加国の拡大、技術開発のための財政支援を盛り込むべき。

プレゼン 18・・・メキシコ(Fernando Tudela)

- ・ 貧困の撲滅、経済発展は譲れない。
- ・ 国内対策としては、現在組織、規制を設置しようとしているところ。再生可能エネルギー法も制定に向かっている。
- ・ 第三次国別報告書は、2006 年の終わりまでに提出する。
- ・ 途上国内での責任の差異化が考えられるべきであろう。CDM はあまり期待どおりの役割は果たしていないのではないかと。トランザクションコストが高い。CDM のフローにも問題がある。

プレゼン 19・・・オーストラリア(Jan Adams)

- ・ 地球の気候が暖まっていることには、はっきりした科学的証拠がある。
- ・ 緩和の政策措置に 18 億ドル以上を費やすことをコミットした。その内の半分は低排出技術の開発に費やす。更なるエネルギーと産業部門での効率化に努める。再生可能エネルギーについても支援する。2010 年にはこれらの対策を取らなかった場合に比べて 1990 年比 17%排出量が減ることになる。しかし、オーストラリアだけで努力しても変わらないので全世界の大きな変化が必要。
- ・ 2010 年の予測について、1990 年比で経済成長が 90%増加、人口が 14%増加する。
- ・ 技術促進が長期の排出量削減に不可欠。これは共同便益ももたらす。適応策は地域にあ

ったものが必要。なお、京都議定書には批准していないが、将来枠組みの交渉には幅広く参加する。

- ・ UNFCCC において、技術のルールに関する追加的焦点を歓迎する。

プレゼン 20・・・フランス (Paul Watkinson)

- ・ 投資について。GHG 排出量は現在のインフラによるものが大きい。従って今後、インフラへの投資をどのようにして脱炭素社会の構築に使われるようにするか。最初は公的部門がこのような投資を行うとしても、最後は民間企業が脱炭素社会への投資という選択をするようにしなくてはならない。
- ・ IEA は 2030 年までに 16 兆ドルの投資が必要だと予測しており、その内の半分は先進国に必要と予測している。
- ・ 2013 年以降の CDM に対する不確定要素を排除しなくてはならない。

質疑応答

ブルキナファソ パプアニューギニア

Q. 非附属書 I 締約国なのに排出量削減のプロセスに関わろうとしているのか？

ブルキナファソ フランス

Q. 技術移転に関してはどのようなインフラが受け入れられやすいか？

モナコからコメント

； 2013 年以降 CDM はもっとシンプルなものがいい。そうでなければ民間からの投資が望めないだろう。

ハンガリー パプアニューギニア

Q. 森林減少に何度も言及したが、LULUCF では新規植林、森林減少、再植林の定義がはっきりなされているのか？

ハンガリー メキシコ

Q. CDM に否定的だが、将来枠組みは CDM 抜きでということか。

A. CDM は良いメカニズムだが問題点があるということ。

日本 メキシコ

- ・ 世界で第 9 位の経済規模のメキシコが途上国の差異化を提案するのは評価できる。CDM は見直しをされればメキシコを含め他の途上国に大きな利益となる。

モロッコからコメント

- ・ CDM は途上国にとって経済と温暖化防止を両立するのに有用。同国に良い例がある。

クック諸島 オーストラリア

意見； 適応策の財政支援をどうするか。クック諸島は太平洋に位置し脆弱である。

返答； 太平洋の島国のために基金を設立している。

【セッション 6：ニュージーランド、ドイツ、アルゼンチン、フィンランド】

プレゼン 21・・・ニュージーランド (Helen Plume)

- ・ニュージーランドでは、炭素税を 2007 年から導入する予定。
- ・途上国に対して、2005 年から年間 500 万ドル支援する自主的なコミットをした。特に島嶼国に焦点をあてている。
- ・GHG 排出量の 50%は、農業部門からのメタン (CH₄) と亜酸化窒素 (N₂O) からである。
- ・将来は参加国の拡大、経済成長との両立、技術開発促進などの要素が必要。我々の全てが気候変動に対して影響を及ぼしており、我々の全てが削減に貢献しなくてはならない。

プレゼン 22・・・ドイツ (Karsten Sach)

- ・危険な気候変動防止のため低炭素社会が必要であり、幾つかの技術革新は現れるだろうが、価値の有る追加的な技術革新な全ての部門で必要とされている。
- ・再生可能エネルギーの技術やコージェネなど GHG 排出量を削減する技術は既に存在している。それらの既存の技術と新しい技術は市場に普及させなくてはならない。
- ・技術革新には投資が必要であり、苦難を埋めるような政策が必要である。EU では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電を支援している。
- ・ポスト京都に向けて、京都議定書は重要な基礎となる。そして、ポスト京都への過程において不均衡があってはならない。

プレゼン 23・・・アルゼンチン (Vicente Recardo Barros)

- ・アルゼンチンは温暖化に対して脆弱である。熱帯地方や亜熱帯地方において、水力発電や農業に使用するための水 (降水量の減少) に悪影響が出ている。
- ・2013 年以降について行動を起こすことが重要であり、今すぐに始めなければいけない。
- ・CDM は重要であり、拡大することが必要。
- ・天然ガスへの燃料転換や風力、太陽光などの普及に力を入れている。実験的な運輸部門のシステムにも多大な投資を行っている。

プレゼン 24・・・フィンランド (Outi Perghall)

- ・技術開発の政策には、適応計画も含めるべきである。
- ・気候変動と影響に関する更なる知識を吸収するべきであり、全ての政策決定者とステイクホルダーに必要であり、広めなくてはならない。部門ごとのコミュニケーションも必要である。

質疑応答

ハンガリー ニュージーランド

Q. 長期目標については、どのように考えているか？一定の濃度目標の合意により産業界に行動の指針を与えられるか？

A. ニュージーランドでは、まだ長期目標を決定していない。しかし、長期目標に対する国際的な合意を受け入れている。濃度目標の合意により不確実性の一部が取り除かれる。

ケニアからコメント

- ・ アフリカは一番脆弱性が高い。公平性の原則がポスト京都枠組みには取り入れられるべき、また CDM など途上国を助ける仕組みは必要。

【セッション7：ペルー、マリ、サウジアラビア】

プレゼン 25・・・ペルー(Maria Paz Cigaran)

- ・ 1982年～2003年の間に、氷河の20%が失われた。1997年と1998年のエルニーニョでGDPの4.5%が損害を受けた。
- ・ 適応は地域の経験が必要だが、国際的な解決が必要である。
- ・ 政府と民間部門の協力、民間部門の意識変化向上が重要となる。そのキャンペーンスロガンとして、“Climate is changing, so should we” を掲げている。

プレゼン 26・・・マリ (Mama Konate)

- ・ マリは、農業主体の国であり後発開発途上国(LDC)である。アフリカの西部にあり、人口は1,100万人。一日当たりの収入が1ドル。
- ・ 干ばつが深刻な問題。70年代の大干ばつ以降気象の情報システムを整備し、農民に気象情報を提供する。このような適応策の能力向上が今後も改善されるべきであり、資金支援が重要。

プレゼン 27・・・サウジアラビア(Fareed Al-Asaly)

- ・ 附属書I締約国はUNFCCCと京都議定書のコミットメントを満たしていない。
- ・ 特にGHG排出量削減と技術移転のコミットメントを満たしていない。
- ・ サウジアラビアの重要視する問題点は、第一に温暖化による水ストレスの増加、海面上昇、第二に産油国として、先進国が採る温暖化政策からの影響である。

質疑応答

ナミビア マリ

意見；マリが新技術の開発、というよりも、情報を農民に提供し、アドバイスするという点が評価できる。(トーゴ(西アフリカの国)からも同様のコメント)

ブルキナファソ マリ

意見；貧困撲滅は第一の課題。適応策は農業生産向上のためにも優先順位が高い。

スーダン マリ

意見；将来枠組みはマリのような国のニーズ(適応策)にもっと応えるようにすべき。現在の干ばつの頻度は今までにないほど高い。異常気象の多発。財政的、技術的支援が必要。

ハンガリー サウジアラビア

Q. 本当に将来も現在のコミットメントの形(附属書I締約国のみの排出削減)で良いと思っているのか？サウジアラビアの気候変動の悪影響を評価するための科学はどうなっているのか？

英国、ナイジェリア サウジアラビア

Q. 経済多様化のために何を行っているか？

クウェート サウジアラビア

意見；同じ産油国として先進国の政策には関心がある。化石燃料に関する技術移転が必要。
サウジアラビア

A. 現在の先進クリーン技術の大体が石炭のもの。石油のクリーン技術の開発がもっと行われてもいい。貯留技術は実用化・普及が必要。経済多様化はもちろん進めている（石油化学など）。また、温暖化問題に対して対応は各国によって異なる。まず今持っているものを見て、すべき事をしたあと、今後のことを考えるべき。

技術移転、適応策、緩和策についてディスカッション

7セッションのプレゼンテーション、質疑応答の後、Chow Kok Kee 共同議長の司会でディスカッションが行われた。テーマは1．技術移転、2．適応策、3．緩和策であった。

カナダは、2005年9月にCDMに関する非公式のワークショップ開催を提案した。

（矢尾板泰久・信岡洋子）

3．SBSTA22 総会

日時：5月19日 1st会議 10：00～13：00 2nd 会議 15：00～18：00

議長：Amjad Abdulla(モルディブ)

）アジェンダの採択 (Item2 (a))

採択にあたっては、約25カ国からコメントや質問があったが、各国とも京都議定書の批准をうけて温暖化問題に対する国際的な取り組みは新しい段階に入ったこと、そして今後のプロセスを成功させることの必要性を認識する旨はほぼ共通していた。その他各国とも自国や自国のグループの立場から意見を述べ、アジェンダの採択を支持した。最後は附属書I締約国と非附属書I締約国の義務をいつもはっきり分けようとするサウジアラビアが、適応策について(Item3)SBIでも話し合われるべきで、このアジェンダの採択はProvisionalということか、と詰めたが、これは却下されアジェンダは無事採択された。

）方法論に関する議題 (Item5)

Item5 (a) 国際航空輸送および海上輸送に使用される燃料からのGHG 排出

事務局からこれまでのいきさつの説明、アップデートのあと、ICAO(International Civil Aviation Organisation)が国際航空輸送から提出されたGHG 排出に関するデータ集を報告した。これらアップデートとデータ集は会場でも配布された。ICAOでは、GHG 排出を算出するモデルを整備している、また、IPCCのインベントリーをガイドラインとして支持すること、国際航空輸送からの排出量を削減するために研究開発を続けていくこと、また排

出量は燃料消費から直接結びつくので、燃料消費を減らす努力をしていくこと、また排出量に対する政策のオプションを考えることが発表された。その後の質疑応答では以下のようなことが議論された。

インフォーマルコンサルテーション（議長：Jose Romero(スイス)）で続けて議論されることとなった。

他の環境条約および議定書の目的達成のために実施される決定書 12/CP.10 規定の CDM プロジェクト活動の影響（Item5（b））

これは HFC23 の破壊プロジェクトで CER 取得を目指すプロジェクトと関連した、新たな HCFC22 の生産施設について（HFC23 は HCFC22 生産時に排出される副産物で UNFCCC の GHG6 ガスのうちのひとつ。また、HCFC22 はモントリオール議定書で規制されている。ここではこの CDM を通じて、京都議定書のために、モントリオール議定書で規制されている物質を増やしてしまうのではという懸念がある）の議題である。

ルクセンブルク（EU）がまず、HFC は CDM としてふさわしくないと述べ、SBSTA23 で事務局が各国からの意見をもとに、この問題を取り上げたペーパーを提出するように提案した。また、ツバルは HFC23 破壊プロジェクトに関しては得られるクレジットを制限すべきと提案。アルゼンチンは、附属書 A 国から附属書 B 国に HCFC22 の施設が移転されることのないよう、Multilateral Fundinng の必要性を強調した。議論はコンタクトグループ（議長：Georg Boersting（ノルウェイ））で引き続き行われた。

関連する他の国際機関との協力について（Item9）

Item9（a）IPCC 特別報告書「オゾン層保護と地球気候システム：HFC・PFC に関する課題」

IPCC の Susan Solomon と Bert Metz が今年 4 月にアディスアベバで行われた IPCC 全体会で採択された同報告書についてプレゼンテーションがあった。その後、IPCC 議長のパチャウリ氏から、現在進行中の CO2 回収貯留に関する特別報告書、国別 GHG 排出量インベントリーのガイドライン、AR4 など、IPCC の活動に関する報告があった。

Item9 の議題については議長がドラフトコンクルージョンをまとめる。

（信岡 洋子）

4．適応ワークショップ

気候変動の影響及び脆弱性・適応策の科学的、技術的、社会経済的側面及び脆弱性と適応策
Item3

日時：5 月 21 日 10:00～13:00

背景：同議題に関して、COP は決定書 1/CP.10 で SBSTA に 5 カ年作業プログラム（5-year work programme）を策定するよう要請。また、COP は SBSTA22 にてインセッションワ

ークショップを開催すること、また議論のために締約国に 5 カ年作業プログラムに対する意見を提出するよう要請していた。

ワークショップの内容：

まず Abdulla 議長の開会の挨拶の後、ウガンダの Philip Gwage と英国の David Warrilow に司会をゆだねた。トロント大学名誉教授の Ian Burton 氏の基調プレゼンテーションの後、14 カ国から各 7 分のプレゼンテーション、引き続き質疑応答、ディスカッションが行われた。プレゼンテーション、ディスカッションでは、以下の 5 項目を念頭において行われた。

1. 作業プログラム(以下 WP)の幅広い目的(broad objective)は何であるべきか。
2. WP の対象範囲(scope)は？
3. WP はどのような構成であるべきか。WP の過程、結果はどうあるべきか。
4. WP の初期段階での具体的な活動は何であるべきか。
5. WP はどのように見直し、更なる発展が行われるべきか。

プレゼンテーションの内容：

各国に先立って、Ian Burton 氏 (Burton 氏は IPCC の LA でもある) がプレゼンテーションを行った。同氏はまず近年異常気象が多発しており、それに十分適応出来ていないことを指摘した。また先進国の資産の多くは保険がカバーしていたり、適応のキャパシティがあったりするので実質的な損害は途上国と比べて少ないが、適応策は途上国、先進国共通の問題で、協力するべきだと述べた。同氏は現在と将来の被害を低減することを全般的な目的とし、SBSTA がその権限内で適応策を促進、適応策を開発プログラムに統合することなどを提案。また、セクター毎に「方法論、データ、モデル」「脆弱性評価」などの項目を整理して検討することを提案した。緩和策と比べて適応策は詳細に定義されておらず、重要視されていない向きがあるとし、それだけに、今後なされるべき方策は大いにあると述べた。

引き続いて日本、中国、カナダ、ニュージーランド、英国 (EU)、米国、アルゼンチン、ロシア、ツバル、南アフリカ、サウジアラビア、バングラディシュ(LDCs)、オーストラリア、スイスが各国の意見を発表した。これらにほぼ共通して見られた意見は 適応措置は途上国・先進国共通の問題で緊急に必要であること、 温暖化の影響と適応措置に関する知識と意識の向上がまず必要であること、 適応措置は持続可能な発展のための対策に組み込まれるべきであること、 部門別アプローチが有用であること、 WP の見直し・更なる発展のためには、IPCC をはじめとした既存の取り組みが有用であること、などであった。また、日本からは環境省水野室長が “Japan’s view on the 5 -year work programme” と題したプレゼンを行い、適応策の分野において既存の知識が限られているとの認識から、まず今何を知っていて、何を新たに知るべきか把握し、その後具体的な措置を講じる必要性があると強調、また、情報や経験を共有するために地域ごとのモニタリングシステムの構築

を提案した。

プレゼンテーション後のディスカッションでは、主に途上国から、適応措置に関する技術移転、Funding、キャパシティビルディングの必要性と、WP がこれらを促進する必要がある旨強調された。他には、災害や気象現象の適応対策を温暖化の適応措置にも生かせること、脆弱性評価の際の閾値が既知であれば大変有用であることが議論され、WP によって情報の共有が促されるべきとの認識が深められた。

(信岡 洋子)

5. CDM 理事会 Q&A セッション

日時：5月19日 18:00~20:00

EB からの出席者: Sushma Gera(議長:カナダ)、Lu Xuedu(中国)、Rajesh Kumar Sethi (インド)、Martin Enderlin(スイス)、John Shaibu Kilani(南アフリカ)、Gertraud Wollansky (オーストリア)、Jóse D.G. Miguez (ブラジル)

- Q. CERs 市場の透明性、信頼性について。市場のシグナルはどうなっているか。
(クウェート)
- A. (Gera) 市場シグナル、マーケットシグナルは EB に関することではない。これは誰かが強制して形成されるものではない。
- Q. 追加性のクライテリアについて。燃料用に石油を使うのか、他の用途(石油化学)で使うのかで排出量が変わってくる。この場合 CDM になるか。(クウェート)
- A. (Gera) EB には追加性に関するはっきりしたガイダンスがある。排出削減に資するプロジェクトは全て CDM となりうる。とりあえずプロジェクトプロポーザルを提出してほしい。
- Q. DNA からの Approval Letter のタイミングについて (韓国)
- A. (Gera) プロジェクト参加者の数、マルチラテラルファンドの場合ごとのガイダンスを、EB のホームページで今まとめようとしているところ。
(Miguez) Validation Report についてだが、マラケシュアコードでは、殆どの文書は一緒に提出すべきと定めているので、Approval letter、Validation Report の提出の順番はない。
- Q. 国別登録簿についてどんな技術的アシスタントを得ることができるか(アフリカ)
- A. (Gera) AI 国は今国別登録簿をつくるのが要求されるが NAI 国は要求されない。だから中心となる CDM 登録簿が作られている。したがって NAI 国の国別登録簿については答えられない。

Q. CDM 登録簿が実行されている今、(DNA として) 政府が新たに注目すべきこと、すべきことはあるか。(チリ)

A. (Sethi) DNA の役割は具体的に規定されているが、より経験をベースとしたものが役に立つかもしれない。たとえば途上国では DOE に情報を提供するなど。しかし基本的には DNA の役割は明確に規定されている。

(Lu) それに加えて、途上国と先進国の DNA にはすこし異なった役割があるかもしれない。先進国は国別登録簿を作成する必要があるが途上国にはない。個人的な見解では、途上国の DNA の機能は限られている。もちろん、役割がどうあるべきかについては各国の検討次第だ。

Q.1. 追加性についてまだ混乱があるようだ。CDM では環境の追加性のみが考慮されるのか、Meth パネルの結果として他の形式が追加されることはあるのか。2 .Joke Wlller Hunter (UNFCCC 事務局) が CDM は年間 250MtCO₂ の削減分となると予測したが、これは CDMEB の見解なのか。この根拠は? 3 .どの段階までいけば、プロジェクトが新たな方法論の設立なしでスムーズにすばやく動いていくのか。(カナダ)

A. 1. 追加性について。(Miguez) オプションがいくつかあるから追加性に関して混乱があるのではないかと。実際は自分で選べる。マラケシュアコードからは何の進展もない。(Gera) Miguez の回答に加えて、追加性の立証ツールについて EB がガイダンスを提供したことも原因となっているのだろう。このガイダンスに従うことが強制であるという認識がひろがったのかもしれない。しかしこれは強制ではない。自分自身のツールを使えば良い。最初の段階でプロジェクトを提出する際、Meth パネルがこのベースを考慮し、第 2 段階 (Validation/DOE) でもう一度検討するが、もし第一段階で OK であればその後の段階でも OK なはずである。

2. 250MtCO₂ の根拠について。(Gera) EB がこの数字をはじき出したものではない。事務局が行っている調査によって出てきたもので、一応の試算として EB に提示されたものである。これは作業計画とマネジメント計画の過程で必要であった。DNA の中にはこの数値過小評価ではないかと考えているところもあるだろうと思う。

3. いつになったらスムーズにいくか。(Gera) これは我々も考えていることだ。

(Martin?) これまでの登録プロジェクトが少ないのは以下の理由が考えられる。1. 事業者はプロジェクトの登録にあまり積極的ではない。これは最初のレビュープロセスを避けたいため。2. 承認された方法論のいくつかが Underlying Project に合致しなくなっている、3. 多くのプロジェクトが十分な適合性、追加性の証明をできない、4. DNA が存在しないこと、など。パイプラインは大きいがうまく流れていない。

(Miguez) DNA の不足について。DNA のない国があることは問題である。方法論が一度承認されると、これはいくつものプロジェクトに適用される。このような方法論

が沢山出来れば、CDM のスピードも上がる。

Q. (カナダから再び)しかし数百の方法論を今検討していると聞いたが、このうち一体いくつが承認されるのか。

A. (Gera)今方法論の検討に関してプロセスを効率化しようとしているところ。また、方法論の統合化も積極的に検討している。

Q. LULUCF 方法論について。

A. LULUCF は他の方法論と比べて2, 3年遅れている。これは COP 9、10 の決定書によるものだが、EB は方法論の検討を続けてきている。実際、LULUCF の方法論はこれまで2つ提出されている。質、専門用語・技術的な問題から承認はされなかった。現在は5つ方法論が検討段階にあり、6月半ばまでにはEBに何らかの推薦が提出される見込み。

Q. パブリックコメントをどう判断するか。中にはライバル企業からプロジェクトを阻止しようとするコメントがあるのでは。

A. (John) Validation のプロセスで有益である。
(Miguez)パブリックコメントは参加者に検討されるべき。これがマラケシュアコードで要求されている。よってDOEが分析すること。

Q. EB の財的・人的資源について。

A. (Gera) 収益の割り当て(Share of proceeds)を通じて Self-financing という決定だったが、この収益の割り当てについてはまだ決まっていない。これはクレジットの対価の一部分から捻出されるわけだが、まだ対価が支払われる段階でないので収益はない。したがって、今のところ自主的な寄付に依存している。KPには京都メカニズムのための予算に関する条項はあるが、まだ発効して数ヶ月しかたっていないので、最近まではそちらの予算から入ってきていなかった。人的資源については、EB機能への需要にこたえられるだけの人材の増強が必要。他の組織と比べると、EBは事務局からの支援を50%しか受けていない。これを倍にする必要がある。

Q. 2005年12月の締め切りを延期することは可能か。

A. (Gera)EBは考えていない。インフォーマルには議論したがEBの権限ではなくCOPが決めること。

Q. DOE フォーラムの詳細について

A. (John)DEO フォーラムの目的はDOE間・EB・パネリストの交流、意見の交換で、

CDM のプロセスがスムーズになることが可能だ。ただし EB が主催するものではない。

- Q. DOE の地理的分布を改善するために何か方策はないか。
- A. (John) この問題の指摘は正しい。いまのところ 8 つの DOE が信任されてきた。ただし、これら 8 つの DOE は違うスコープで信任されていて、当初の 13 スコープは全てカバーしている。信任プロセスのスピードアップを図ろうとしているところ。NAI 国からの DOE 申請を促進しようとしている。その促進策のひとつとして、Fee を半分だけ前払いし、後の半分は、信任された場合、その仕事からの報酬で払えば良いことになっている。また専門知識がないところはアウトソースしてもよいことになっている。
- Q. 取り組まなければならない案件の量を考えると、EB の資源は少なすぎるのでは。事務局はどう考えているのか。
- A. (Gera) もっともな指摘。最近事務局と EB の Chair が財政資源について各国に訴えたところ、様々な国から財政支援の反応があった。KP の発効により、京都メカニズムのための予算もちゃんと考慮することが確かになった。資源の増強とともに、作業の効率化を図ろうとしている。
- Q. CDM 登録簿のタイムフレームを教えてください。
- A. (Gera) 現在開発中である。段階は 2 つあって、第一段階は CO10 で示されたとおり。第二段階は今取り掛かり中で 7 月までに完成させたい。
- Q. プロジェクトに関わる DOE ことに決定したあとで、費用についての交渉 (Negotiation) は参加者と DOE ですか、それとも EB も交渉に立ちいれるのか。
- A. (John) EB は参加者と DOE の間に入って交渉する権限・役割がある。しかし、EB は小規模プロジェクトについて簡素化した手続きを整備しているので、DOE は大規模プロジェクトと同程度の Fee を求めるべきではない。もしプロジェクト参加者が、小規模にしては高すぎる Fee を求められているとしたら、それには反論する根拠がある。
- Q. AAR ワーキンググループのステイタスと構成について説明してほしい。
- A. 今のところ Marin が議長だが、今後誰になるか決まっていない。2 人の委員が代わった。
(その後詳細説明)

同セッションでは最後に、効率的、費用効果的、透明性の高い CDM のために、EB のチャレンジとして以下のことが挙げられた。

1. 方法論の取り扱い件数が多いこと（12ヶ月で90件）、統合
2. 登録の申請件数が多い（12ヶ月で150件）
3. ボトルネックを避けるため DOE の Full Engagement を促進
4. CDM 登録簿の更に開発する
5. プロセスを能率化しキャパシティを強化する
6. マネジメント計画
7. 十分な財的資源がない中、どう活動していくか

（信岡 洋子）

6. サイドイベント

SB22 では各国政府代表団の交渉と併行して会場内の部屋、ドイツ政府の省庁建物、近くのホテルなどで19日（木）～26日（木）までサイドイベントが行われている。SB22 開催中。46件の公式サイドイベントと、IETA の非公式サイドイベント2件などが行われる。

サイドイベントについては、以下の4つを主要テーマとして掲げている。

- 1) 京都メカニズム 持続可能な開発のための市場作り
- 2) 気候変動枠組条約プロセスの科学的根拠
- 3) 気候変動枠組条約と京都議定書における研究報告
- 4) 将来へのステップの展望

これらの主要テーマの他にも、緩和策、適応策などのテーマのサイドイベントが開催されている。

【その1】

テーマ：ポスト京都シナリオにおけるメカニズムの役割

主催：IETA（International Emissions Trading Association）

日時：5月19日 13:00～15:00

概要：

Murray Ward（ニュージーランド）

「ポスト京都に向けての炭素市場と新しいアイデア」というテーマで発表した。プロジェクトは様々な経験をもった者からアドバイスを受けるべきであり、政策分析者、炭素市場を必要とする者、プロジェクト関係者などからアドバイスを受けるべきである。このサイドイベントのように着手する方法を試さなければいけない。ポスト京都に向けての世界的な努力としては、Pew Center が昨年12月に発行した「A Survey of Approaches」や今年6月に発行されるIEAの「Approaches for future international Cooperation」などが参考になる。

排出量目標を設定する場合

- ・参加者に割当量を設定する考え方のオプション。

直接的に人口の割合による割当	歴史的排出量に基づくブラジル提案
コストに基づく割当	物価スライド式の目標
拘束力のない目標設定	セクター別のクレジットメカニズム
排出枠とその分与	
排出量目標を設定しない場合	
・参加者に割当量を設定しない考え方のオプション	
キャップはかけないが排出量取引を行う	政策措置の公約
特定部門の政策措置	政策措置を導入するための資金援助
技術に関する合意	炭素税

今後のステップについて、国際的な排出量取引は最初のステップでしかない。今までの評価に対する情報を多くフィードバックしなくてはならない。

Richard Bradley (IEA)

「ポスト京都シナリオのメカニズム役割」というテーマで発表した。国際的な排出量取引が必要であり、理由は二つある。温暖化対策コストは甚大なため問題であり、一カ国の対策で最も安価に対応出来るとは言えない点、幾つかの国々が制度的に重要な排出量取引に投資している点が挙げられる。しかしながら、国際的な排出量取引にリスクも存在する。国内的には法律の実施力不足の問題、国際的にはポスト京都に対する未決定な問題がある。また、事務的コストが高いリスク、決定プロセスが容易でないリスク、途上国への技術移転の約束が守られないリスクなどもある。

将来的には、色々混じりあった対応が必要であり、以下のようなものが挙げられる。排出量取引を行う国と行わない国における違ったアプローチや違った目標の設定、技術に関する合意、排出量取引がキャップやコストにおいて柔軟になる必要がある。

つまり、参加者がキーポイントになる。各国の以下のような制度的変化が求められている。全ての多量排出国が緩和策へ努力すること。低炭素エネルギー技術が入手可能な値段まで下がること。新しい技術の迅速な普及拡大。各国の違った事情に配慮し不確定なコスト問題に取り組み柔軟性を作り出すことの世界的新しいメカニズムの作成などが挙げられる。

将来的には炭素排出量を強制的に規制するようなケースも考えられる。技術政策によって、米国の排出量を年間2%削減したり、原子力政策を積極的に進めたり、附属書 締約国が2050年までに1990年比で排出量を50%削減する目標を設定したり、非附属書 締約国が拘束力の無い(non-binding)目標を自国ベースラインに対して設定する。例として、2030年の排出量をベースライン比90%、2050年の排出量をベースライン比80%にするといったことが挙げられる。

将来、炭素価格が高くなった場合を想定してみる。例えば、炭素価格が上昇し、2050年

に二酸化炭素 1 トン当たり 50 ユーロという価格にキャップをかけたとする。途上国は予想されたよりも高い経済成長を実現することになる。そして、拘束力の無い目標を達成することが出来なくなり、CO₂ を取引する。削減限界コストが価格キャップの 50 ユーロを超過してしまうかもしれない。そうすると、エネルギー市場に価格上昇といった悪影響を与えることになる。

(矢尾板 泰久)

【その 2】

テーマ：世界的な気候変動に対する戦いと勝利

主 催：European Community

日 時：5 月 19 日 18:00 ~ 20:00

概 要：

このサイドイベントは、2005 年 2 月 9 日に欧州委員会が採決した “ Winning the battle against global climate change ” に基づいて発表を行った。

Artur Runge-Metzger (欧州委員会)

1990 年代に気候災害による被害はそれまでの二倍になった。経済的な被害も増加している。20 世紀の全球気温上昇は平均で 0.6 度であった。EU においては 0.9 度以上上昇した。EU は、全球気温上昇が産業革命以前 (pre-industrial level) と比較して 2 度以内に抑えなければいけないと考えている。

そのような中、ポスト京都に向けての気候政策は、5 つの要素から成る。1) 京都議定書の継続、2) 参加国の拡大、3) 参加部門拡大と全てのガスを含めること、4) 技術開発と普及、5) 適応、である。

1) 京都議定書の継続

- ・ 排出量取引、CDM、JI の世界的な炭素市場を形成すること。
- ・ GHG のモニタリングと算定方法のルールを明確にすること。
- ・ 参加国を多数にすること。

(例) 企業ベースの排出量取引

： CO₂ 排出量を排出枠の範囲に収め、他の排出量取引スキームとリンクさせる。

その結果、企業は排出量を削減する方法を決定し、トータルの排出量削減も可能となる。

2) 参加国の拡大

- ・ EU 及び EU 以外の附属書 締約国の 2050 年の GHG 排出量予測は 1990 年比と同程度になるといった研究結果もある。今後は残りの国 (途上国) の GHG 排出量が大幅に増加することになるので、残りの国の努力も必要である。

3) 参加部門拡大と全てのガスを含めること

- ・排出量が増えている航空輸送、海上輸送、森林減少（deforestation）といった部門も含めなくてはならない。

4) 技術開発と普及

- ・税制優遇を導入することにより、政府と民間の協力による技術開発を促進する。
- ・エネルギー供給の確保と石油燃料価格の上昇を防ぐためにも技術開発を促進する。
- ・EU は 2030 年までに 700GW の発電所建設を計画している。今後 8 年間で中国は新たに 562 基の石炭発電を運営することを予定している。インドは新たに 213 基の発電設備を運営することが予定されている。米国は新たに 72 基を運営することが予定されている。このような現状を見れば、いかに技術開発と普及が大切なのが分かる。特効薬は無い。

5) 適応

- ・脆弱な面を明らかにする。

次のステップについては、以下のようなことが重要になる。EU エネルギー効率指令のような効果的な政策を直ぐに取り入れること。意識改革をすること。調査にもっと焦点をあてること。更なる国際協力を実現すること。また、EU の取り組みとしては、航空輸送部門・炭素隔離・適応策について 2005 年に European Climate Change Programme のレビューを行う。地球全体の GHG 排出量は、2050 年までに少なくとも 1990 年比で 15% 削減する必要があると考える。

Sarah Hendry（英国 DEFRA）

英国の狙いは、気候変動問題の更なる理解を深めるため“科学”に絶え間ない資金を供給し、気候変動の脅威に対応するため科学、技術、その他の必要な方法の合意プロセスをスピードアップし、G8 諸国以外とも協力し持続可能な発展と既に影響が出ている気候変動問題へ適応することである。UNFCCC と京都議定書の下での多数の参加国が重要である。また、G8 の活動は多数の参加国の実現に強化する力がある。

我々がすべきことは、各国の協力であるが、最近では以下のようなことを行っている。

2005 年 2 月 科学的会合“Avoiding Dangerous Climate Change”

2005 年 3 月 エネルギーと環境大臣の円卓会議

2005 年 3 月 G8、環境と発展大臣会議

2005 年 5 月 エネルギー調査と革新ワークショップ

また、今後は以下のことが予定されている。

2005 年 7 月 G8 サミット

2005 年 10 月 気候ビジネス会議

効率的なエネルギーの使用方法の実践、発電を効率的かつクリーン、研究協力の強化、低炭素社会へ向けての資金調達、脆弱な途上国への支援などを強化しなくてはならない。

英国が G8 議長国でいる間の目標は、UNFCCC と京都議定書のプロセスをスピードアップし、目標を明確に示し、行動を取ることである。

なお、欧州委員会の Artur Runge-Metzger 氏に “ pre-industrial level ” とは、1850 年以前か、それとも 1750 年以前のどちらかと質問したところ、どちらでもなく、「Between」であるとの答えだった。

(矢尾板 泰久)

【その 3】

テーマ：気候の全球海洋観測の方法

主 催：GOOS (Global Ocean Observing System 世界海洋観測システム)

GCOS (Global Climate Observing System 全球気候観測システム)

日 時：5 月 21 日 10：30～12：30

概 要：

COP10 において、COP9 の決定に基づき、昨年 10 月に策定された気候変動枠組条約に資するための「全球気候観測システム (GCOS) 実施計画」の着実な実施に向け、発展途上国の参加拡大、地域行動計画の実施、必須の気候要素の観測及び気候関連データ・プロダクツの開発に関する協力拡大に向けた努力や、実施計画ニーズに対応する際の関連宇宙機関間の調整の必要性について合意された。本サイドイベントでは、全球気候観測システムの現状や問題点が発表された。

現在、全球気候観測システムには 66 ヶ国が参加している。米国、日本、英国、オーストラリア、チリ…というような順番であり、日本の貢献度が高いことが紹介された。各国の積極的な投資により、2010 年までに最初の全球気候観測システムが完全になる必要があることが強調された。海洋分野においては、調査用ブイを置いたり、衛星から観察したり 41 の特定の研究活動が行われていることが GCOS によって認められている。これらの研究活動に毎年費やされるコストは約 2 億ドルと推定される。海洋の調査用ブイの総計での全海洋カバー率は 2005 年 2 月現在で 51% に及んでいる。これとは別に、ARGO (アルゴ) 計画については、3,000 個の内 1,671 個を設置し 56% の設置を達成していることが説明された。

アルゴ計画；国際的な協力の下に全世界の海洋に約 3,000 個の中層フロートを展開し、これらのフロートによって観測される、海面から水深 2,000m までの水温、塩分濃度等の情報をもとに、エルニーニョ現象等の異常気象の原因となる海洋の情報を常時把握する計画。

エルニーニョ現象については、不明な点が多く更なる研究が必要な点が強調された。産業革命以降、海洋は化石燃料といった人為的排出から 48% の炭素を吸収しているが、エルニーニョを含む海水温上昇は、炭素吸収率を悪くし、プランクトンとサンゴ礁に悪影響を

与え、漁獲高減といった結果に繋がる。

海洋研究に関する問題点としては、投資（資金）不足、観測者不足、データ不足、研究機関の情報交換が十分に行われていない点が挙げられた。特に情報交換については、資金供給元との関係・資金分担の問題などもあるが、気候変動問題への対応が大事なので世界的な協力が重要であると結論付けた。

（矢尾板 泰久）

【その4】

テーマ：CDM レッスンと将来のオプション

主催：IISD (International Institute for Sustainable Development)

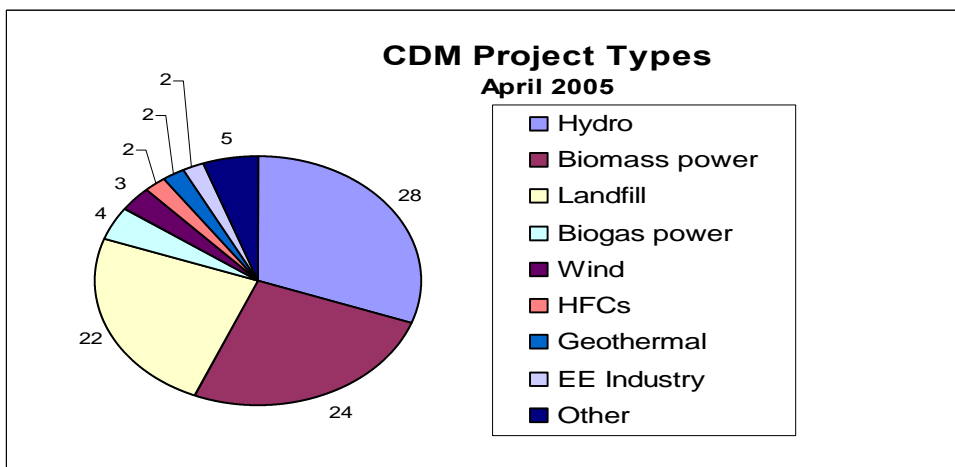
日時：5月21日 13：00～15：00

概要：

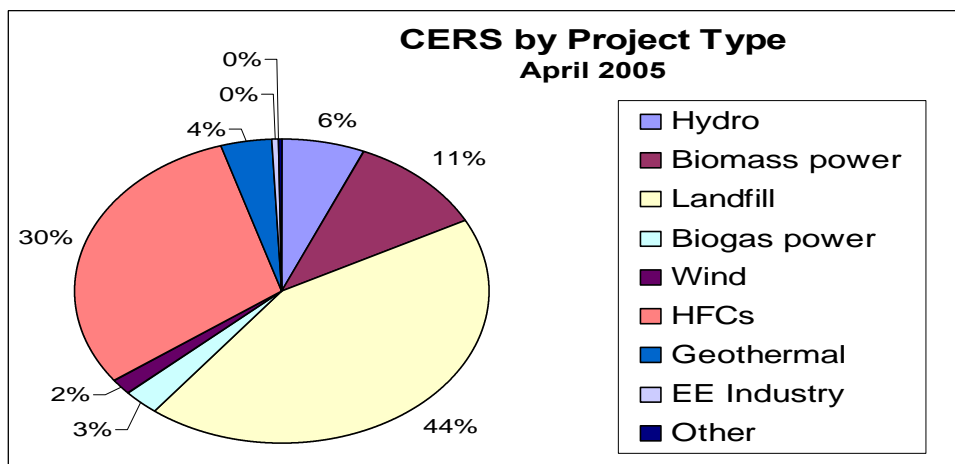
Aaron Cosbey (IISD)

CDM プロジェクトにおいて、社会経済的利益と環境面での利益獲得をホスト国にもたらず方法を IISD が研究している点を発表した。

（出典：IISD 2005年4月のCDM プロジェクトタイプ）

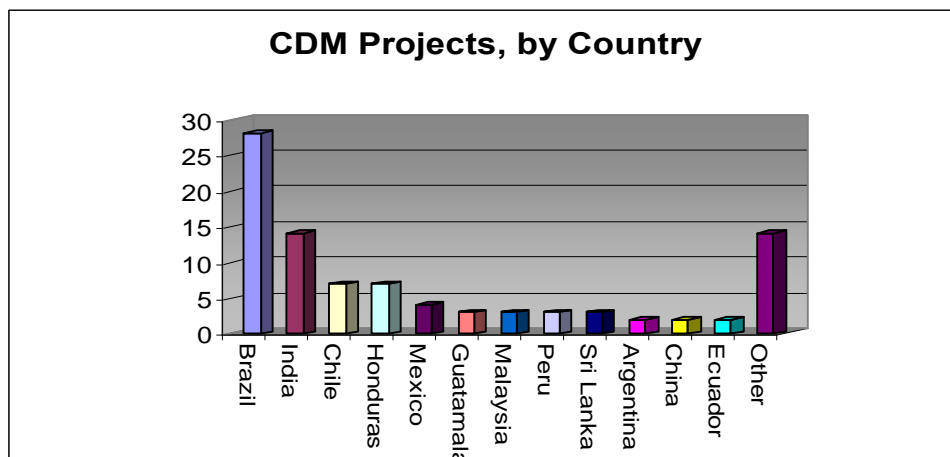


（出典：IISD 2005年4月のプロジェクトタイプ別のCER割合）



IISD の予想によると、CDM プロジェクトの 2010 年における排出削減予想量は、CO2 換算で 217Mt ~ 640Mt と推定している。また、第一約束期間における予想プロジェクト数を 750 ~ 2,200 と予想している。

(出典 : IISD 国別 CDM プロジェクト数)



Aaron 氏は、CDM プロジェクトに対して、以下の 5 つのテーマにわたる政策を提案した。

1) CDM 理事会の運営と CDM プロジェクトサイクル

- ・ CDM 理事会と Meth パネルに対してより多くの情報を与える。
- ・ CDM 理事会メンバ - 、Meth パネルメンバ - と CDM プロジェクト関係者、民間部門とのコミュニケーションを取る機会を増やす。
- ・ 追加性については、環境面について焦点をあてる。

2) ルールの変更

- ・ ユニラテラル CDM を認める。
- ・ シンク CDM に農業部門や(森林伐採による)森林減少防止のプロジェクトを含めることを検討する。

3) ODA やファンドとの連携

- ・ 世界銀行バイオカーボンファンドや世界銀行コミュニティー開発炭素基金(CDCF)などの基金に参加し投資を増やす。
- ・ ODA の役割、特に持続可能な開発の役割について探究する。

4) ポスト京都に向けての CDM

- ・ 2013 年以降の CER の価値を保証する。

5) 持続可能な開発について

- ・ 国際金融機関 (IFIs) やプロジェクト関係者、NGO などは、持続可能な開発の支援を続けなければならない。

CDM は持続可能な開発を手助けすることが出来るが、再生可能エネルギーやエネルギー

効率のプロジェクトがリスクになってしまっている点を改善しなくてはならない。これから5つのテーマについて、政策を改善する討議をしなければならない。

John Drexhage (IISD)

チリの運輸部門における CDM について発表した。世界規模では、運輸部門が CO2 排出量の 25% を占めており、その割合は増え続けている。また途上国における運輸部門の排出量割合増加率は先進国よりも高くなっている。

チリにおいては、電力部門からの GHG 排出量が 34% であり、運輸部門は二番目の 33% を占めている。Canadian International Development Agency (CIDA) の支援を受けて IISD や CCAP (Center For Clean Air Policy) などチリの運輸部門の CDM を手がけている。チリを選んだ理由は、運輸部門の排出量削減に挑戦的であること、CDM に積極的であること、デ - タが揃っていることなどが挙げられる。取り組みの例としては、ハイブリッドバスの導入、バイク専用レーンの設置、鉄道とバスの重複運転場所の分散などがある。

最後に John 氏は、以下のように今後の課題を結論付けた。CDM は、乗り物による排出量削減への努力に配慮されるべきである。CDM ルールには制限が多いことが問題であるため、プロジェクト数を増やすべきである。多くの運輸部門のプロジェクトは、現在の CDM ルールに適応していない。排出量削減へ向け、長期的運輸部門の削減計画への差別を撤廃すべきである。

(矢尾板 泰久)

以 上